

第1回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和5年8月16日(水)14時00分～15時55分

II 開催場所 四日市市総合会館8階第4会議室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子

①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑦川村 彰、⑧加藤 剛、
⑨清水 透、⑩奥山邦典、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、⑮永尾敏昭、
⑯古市ひとみ、⑰五十嵐和壽、⑱鎌田隆郎、⑲岡 良浩

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田

局員 清水

IV 欠席委員 ③伊藤豪俊、⑤北川博美、⑫山中博昭

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午後2時、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数19名中16名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に森 勇志、鎌田隆郎両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第1号から第6号

会長 報告案件を上程します。報告案件第1号から第6号を事務局より説明してください。

副参事 報告案件第1号から第6号について、一括して説明します。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告書1頁から4頁にかけて記載されているとおりです。合計で16件、48筆、29,202.90㎡の届出がございました。16件の届出事由の内訳は、相続が15件、共有持分放棄が1件です。

次に報告第2号農地法第4条の規定による転用届出については、報告書5頁に記載されているとおりです。合計で5件、8筆、2,314㎡の届出がございました。なお、四郷地区25番については、届出以前に転用行為が行われていることから経緯書が添付されています。また、河原田地区22番については、令和3年11月に資材置場とすることを目的に転用届出が提出されていますが、地目変更ができなかったこともあり、再度転用届出が提出されました。

次に報告第 3 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち所有権移転（売買）については、報告書 6 頁から 8 頁にかけて記載されているとおりで。合計で 16 件、19 筆、7,091.39 m²の届出がございました。なお、現況が農地以外の土地については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 4 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち所有権移転（贈与）については、報告書 9 頁に記載されているとおりで。合計で 1 件、1 筆、343 m²の届出がございました。

次に報告第 5 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち使用貸借権設定については、報告書 9 頁に記載されているとおりで。合計で 2 件、2 筆、710 m²の届出がございました。なお、常磐地区 9 番については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、16 頁にかけて記載されているとおりで。合計で 4 件、4 筆、4,671 m²です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりです。報告案件第 1 号から第 6 号までの説明は、以上のとおりです。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、報告案件第 1 号から第 6 号までを原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）承認をいたします。（全会一致で承認）

(2) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転（売買）

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第 1 号と議案第 2 号を上程します。議案第 1 号のうち水沢地区 49 番の案件につきましては、五十嵐委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、議事に参与することが制限されますので、委員にいったん退出いただいたうえで当該議案について審議をさせていただきます。審議後、五十嵐委員に入室していただき、他の審議を行います。それでは、五十嵐委員に退席していただきます。

（五十嵐委員 退席）

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事 議案第 1 号のうち水沢地区 49 番の案件について説明します。農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請です。

水沢地区 49 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 4 頁です。譲受人は農作業歴 17 年程度で、両親と妻の 4 人で営農されています。農地取得後は、ぶどうを栽培する計画です。

この申請は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから当該案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にご意見がないように思います。この案件について原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり) 承認をいたします。(全会一致で承認)

それでは、五十嵐委員に入室していただきます。

(五十嵐委員 入室、着席)

会長 皆様のご協力ありがとうございました。事務局より議案第 1 号の他の案件と議案第 2 号について説明してください。

副参事 議案第 1 号のうち水沢地区 49 番以外の案件について説明します。農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 4 件ございました。

桜地区 46 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 1 頁です。譲受人は自宅敷地内で家庭菜園を 15 年程度作られておられます。自宅の隣接地を購入し、露地野菜を栽培する計画です。農地取得後は夫と 2 人で営農されています。

三重地区 48 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 2 頁です。譲受人は農作業歴 60 年程度で、妻と 2 人で営農されています。桑名市で約 2 町分の農地を耕作している旨の耕作証明書が添付されています。

県地区 47 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 3 頁です。譲受人は新規営農となりますが、両親の手伝い

で農作業経験が 3 年程度あるとのこと。自宅の隣接地を購入し、今後導入予定のトラクターを活用して露地野菜を栽培する計画で、両親を含めた計 3 人で営農していく計画です。

水沢地区 50 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 5 頁です。譲受人は農作業歴 7 年で、両親と 3 人で営農されています。農地取得後は茶を栽培する計画です。

次に議案第 2 号について説明します。農地を耕作する目的で、使用貸借権を設定するための申請が 2 件ございました。

八郷地区 4 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 6 頁です。借人は新規営農ですが、以前から、貸人の農作業の手伝いをしていた経験があるとのこと。農機具は貸人から借用して利用する計画です。貸人は、病気により農作業に従事できないため生産緑地の買取申出手続きを行うため 7 頁の適格者証明の申請を行うのに併せて、生産緑地以外に耕作されている農地についても権利関係を整理するための申請手続きがされました。

楠地区 3 番は、貸人と借人が 10 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 7 頁です。借人は農作業歴 40 年程度で、お一人で営農されています。貸人は、病気により農作業に従事できないため生産緑地の買取申出手続きを行うため 7 頁の適格者証明の申請を行うのに併せて、残る生産緑地について別の耕作者に権利を設定するための申請手続きがされました。

以上のおり議案第 1 号及び第 2 号の農地法第 3 条の規定による 6 件の申請は、いずれも権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから各案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご質問やご意見等ございますか。

伊藤元 楠地区 3 番は農地法第 3 条で市街化区域内農地の使用貸借権を委員 10 年間設定する申請ですが、借受人の権利が強くなって、10 年経過するまでに途中で所有者が農地を返還してほしい時に返還して

もらえないということになりませんか。農地法で貸借権を設定すると利用者側の権利が強くなってなかなか返還してもらえないということを知ったことがありましたので確認させてください。

副参事 農地法に基づいて貸借される場合は、貸人と借人が話し合って双方合意に至れば途中解約できると考えられます。ただし、農地法では、賃借料を払って耕作している者を保護する考え方に立っており、例えば、賃貸借契約の場合で、契約期間途中の解約が期間満了の1年前から6か月前までに相手方に解約の申し入れをしないと従前の賃貸借と同じ条件で更新されるという規定などが設けられています。

伊藤元委員 私もあくまで当事者の合意解約によると解釈していますが、利用者も計画を持って借りているわけですから、地主から返してくれと言われたら大変だと思っていましたので、確認させていただきました。

会長 他にご質問はございませんか。特にないようですので、議案第1号及び議案第2号について原案どおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり) 承認をいたします。(全会一致で承認)

(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第3号及び議案第4号を上程します。事務局より説明してください。

副参事 農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が6件ございましたが、四郷地区36番が取り下げられましたので、5件となっています。合計筆数8筆、合計面積3,879㎡、畑1,500㎡に修正をお願いします。

八郷地区34番は、譲渡人から譲受人に売買を行い、太陽光発電設備用地にするための申請です。位置図は8頁です。農地区分は第2種農地です。その判断根拠は八郷地区市民センターからおおむね500mに位置するためです。譲受人は、令和4年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみを行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

八郷地区 37 番は、譲渡人から譲受人に売買を行い、太陽光発電設備用地にするものです。位置図は 8 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は八郷地区市民センターからおおむね 500m に位置するためです。譲受人は、令和 4 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

神前地区 31 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 9 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は 10ha 以上の一団農地が形成されているためです。今回は集落に接続して設置される住宅であるため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は北側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水はコミュニティプラントに接続し、排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 32 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 10 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は 10ha 以上の一団農地が形成されているためです。第 1 種農地内の転用行為は原則として不許可となりますが、今回は集落に接続して設置される住宅であるため不許可の例外事由に該当します。土地造成は整地のみで、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関し、雨水は東側水路へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側水路へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

内部地区 35 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 12 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。

排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、同社の小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

次に議案第 4 号について説明します。農地を転用する目的で、使用貸借権を設定するための申請が 2 件ございました。

下野地区 9 番は、貸人と借人が使用貸借権を 30 年間設定し分家住宅用地とするための申請です。位置図は 13 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は下野地区市民センターからおおむね 300m に位置するためです。土地造成は整地のみ行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は東側水路へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を經由して東側水路へ排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

水沢地区 10 番は、貸人と借人が 30 年間の使用貸借権を設定し、駐車場用地を拡張するための申請です。位置図は 5 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連たんしている区域内にあるためです。借人は、平成元年に設立された法人で、芋類や野菜果物などの販売業を営んでいます。貸人が法人の代表取締役を務めております。平成 19 年頃から南側隣接地と申請地を一体的に駐車場用地として利用しているため、申請書に始末書が添付されています。その始末書によりますと、転用に至った経緯は、南側道路上で大型トレーラーからの荷下ろしをしていましたが、それが危険であるとの指摘を受け無断転用してしまったとのことです。転用許可後も現状のまま利用するため新たな土地造成はありません。排水は雨水のみで自然浸透で処理しています。

以上のおおりに、議案第 3 号及び第 4 号の農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件につきまして、書類審査及び現地調査を行った結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご意見やご質問等ございますか。

清水委員 中部ブロック会議の中で、神前地区 31 番と県地区 32 番について、第 1 種農地内で農家住宅や分家住宅ではなく、なぜ一般個人住宅が建つのかという議論がありました。結局、代替性を検討する

ことが必要であるが、明確になっていないのではないかと感じました。

副参事 第1種農地内で住宅を建築する場合は、集落に接続して住宅を建築すれば例外的に許可できるようになっています。一般個人住宅の場合は、開発審査課や農業委員会事務局が許可の見込みを確認する際に土地の所有状況などがわかる資料を求めて許可の見込みの有無を判断しています。

五十嵐委員 第1種農地内の転用は、三方が宅地に囲まれていたら認めるという考え方だったと思います。また、個人住宅は集落と全く関係のない人でも認められるようになっています。

それと八郷地区37番は第2種農地ですが、申請地の両隣の農地所有者が太陽光に同意しているのなら別ですが、仮にドローンを飛ばして農薬を散布するのに邪魔になるだろうし、住宅に近いのならまだ良いが、周囲の状況はどうなっていますか。

稲垣委員 37番の西隣は太陽光が設置されています。申請地は荒れている状況です。

五十嵐委員 他の地区では地図上に太陽光に転用された箇所を示してもらっている。どこまで太陽光ができているのか、この地図では確認できない。

副参事 担当者によって地図作成にばらつきがあるので、今後統一していきます。

会長 貴重なご意見ありがとうございました。今後事務局で地図を作成する時に過去の農地転用で太陽光に転用された箇所も示していただくようお願いします。

伊藤元委員 神前地区31番と県地区32番は、その地域と関係のない方の住宅ですが、第1種農地内で認めていくと今後なんでもありという取扱いになっていかないのか。

五十嵐委員 このようなケースは不動産業社が仲介しているケースもあると思います。

伊藤元委員 地元が問題ないということであれば良いと思いますが、事務局の説明で農地区分について言われていましたが、もともと周囲に農地が広がる場所に分家住宅や一般個人住宅を建てるのであれば、周囲の耕作者に文句を言わないでほしいと思います。地域とし

でもはっきり意見を言わないと後々困る状況になるのではないかと心配しますので、きちんとした位置付けをしておいたほうが良いと思います。

局長 人口減少が著しい地域では分家住宅だけでなく、一般個人住宅の建築を都市計画上認めています。その地域では、第1種農地であっても不許可の例外事由に該当する区域については認めています。

清水委員 八郷地区の第2種農地内で太陽光発電設備に転用する場合の代替性については、どのように整理されていますか。

副参事 第3種農地内で転用の実現可能性を検討していただいたうえで、第2種農地内での申請を受け付けています。

五十嵐委員 1,000 m²程度の太陽光発電設備がそれぞれの事業者が個々に作っていくと全体としてメガソーラーになります。そうすると調整池を作る必要もなく、雨水対策がされない状態になるのではないのでしょうか。

局長 理論上委員がおっしゃるような色々な事業者が集まってくると結果的にメガソーラーになることはあります。ただ書類上個別に出てきた申請については、書類上整っていれば許可をしていかざるを得ません。

五十嵐委員 書類上は整っていても、現地の状況も問題視しないといけないのではないかと。

局長 例えば、耕作者がそこで転用されては困るとか、あるいはそこは農地の集積をしていくところなので設置されては困るという理由がある、ということで判断していけば良いと思います。この地域において太陽光発電設備を設置することが営農上支障になるのであれば、農業委員会としても見直すよう意見を言っていくべきだと思います。そのためにも地域で集積していくとか、このエリアをどうしていくのか方向性を持たないと農業委員会として判断することが難しいです。

五十嵐委員 書類上で判断するのは難しい。

局長 事務局で申請地周辺の航空写真を示すなど、参考として用意することはできると思います。

五十嵐委員 結果としてこの地域は太陽光発電ができる区域だとわかっているのですね。

局長 結果的に太陽光発電設備が集まる区域になってしまうかもしれ

ません。

五十嵐委員 局長 農家の代表として集まっている会議でそれを認めるのは気になってしまいます。

局長 そのようにならないために担い手を育てたり、農地の集積をしていかなければなりません。

伊藤元委員 局長 周りの状況がわからないと審議できないのではないかと。

局長 それは各ブロック会議の中で十分検討していただきたい。

伊藤元委員 局長 資料が不十分ではないかと。

局長 その時は言っていただいたら用意していきます。

伊藤元委員 局長 ブロックで了承されたなら、他の委員は意見を言えないのか。ここで審議する必要もないのか。

局長 基本的にはブロックの中で十分検討いただきたい。

伊藤元委員 局長 全体で審議しているということは、四日市市全体のことを考えないといけないからではないのか。

局長 それは農業委員会として意思決定しなければいけないので、全体として会議をしなければなりません。ただ、地域の事情は異なるので、ブロック会議で十分検討していただきたい。ブロックの中で疑義がある場合は全体会議で出していただいて、周りの状況が分かる資料を出してほしいということであれば、それを踏まえて意見を出していただきたい。

川村委員 五十嵐委員も伊藤委員も地元で問題にならないのかということをご心配されていますが、地元の方は了解しているのですか。地元は了解しているのにこの場でダメといっても仕方ないのではないかと。

副参事 申請書には、事業計画について地元自治会長に説明済みであると記載されています。

五十嵐委員 局長 地図上に既存の太陽光発電設備の箇所を示してもらえないのでしょうか。

局長 今回の配付した地図には示せませんでした。今後は地図上に周辺で太陽光発電設備に転用された箇所がどれくらいあるのか、ある程度状況を示した地図は整えさせていただきたいと思えます。それと先ほどの清水委員から太陽発電設備の代替性について質問いただきましたが、申請書を見ますと、事業者が適地を探していたところ地主と交渉が成立せず、この土地しかなかったという

清水委員 ことです。

稲垣委員長 どれだけ検討したのかを聞くべきで、土地を探したけどありませんと申請書に書けば通っていくのでは不十分ではないか。第1種農地であれば、それ以外のところでできなかったかの整理をつけておくべきではないかと思います。

五十嵐委員 色々と意見を出していただきましたが、これ以上続けても結論が出ないので、地元の稲垣委員はどのように感じられていますか。

局長 耕作を放棄されたり、後継者がいないので太陽光に転用したいという方が多いですね。

岡本委員 農地中間管理機構がそのような土地を買い上げて専業農家に貸し出しするのが、行政の役割ではないのか。

会長 太陽光に転用しなくても、農地として引き受けてもらえる農家がないということが地域農業の問題です。

稲垣委員長 事業者が地元で説明してどのような意見が出たのかが重要だと思います。

清水委員 この案件は北部ブロック会議で承認されたと聞いておりますので、今後このような案件はそれぞれのブロック会議で十分議論しましょう。

五十嵐委員 それでは議案第3号及び議案第4号について原案どおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

岡本委員 (異議なしとの声あり) 承認をいたします。(全会一致で承認)

(4) 議案第5号 非農地証明願

稲垣委員長 議案第5号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 非農地証明願について3件の申請がございました。

稲垣委員長 神前地区18番は、昭和60年頃から山林化し、現在に至ったものです。位置図は14頁です。平成10年に撮影された航空写真と現地調査等から、20年以上農地以外の目的に利用されていることが確認できます。

副参事 三重地区19番は、平成4年から宅地として利用し、現在に至ったものです。位置図は15頁です。平成13年に撮影された航空写真と現地調査等から、20年以上農地以外の目的に利用されていることが確認できます。

稲垣委員長 水沢地区20番は、昭和49年から宅地として利用し、現在に至ったものです。位置図は5頁です。平成13年に撮影された航空写真と現地調査から20年以上前から宅地として利用されていることが確認できます。

以上のとおり、非農地証明願 3 件につきまして、いずれも現地調査及び航空写真等から 20 年以上前から非農地状態が続いていることを確認できております。説明は以上です。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご意見やご質問等ございますか。

特にないようですので、議案第 5 号を原案どおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり) 承認をいたします。(全会一致で承認)

(5) 議案第 6 号 相続税の納税猶予適格者証明願

会長 議案第 6 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 相続人が相続する農地を終身農地として利用することを条件に、その期間中の相続税納税が猶予される制度があります。納税猶予手続きは管轄の税務署で行いますが、納税猶予を申請するにあたり、あらかじめ農業委員会が発行する証明が必要となっています。農業委員会では、相続人が納税猶予制度の適用を受ける要件を満たしているか判断し、適格者であることの証明を行うものです。

富田地区 2 番は、現地調査をした結果、全筆農地として適正に耕作されておりました。納税猶予申請予定地 6 筆のうち 5 筆(大字茂福地内の水田)については、令和 5 年 6 月 1 日から利用権設定によって森日光有限会社に貸し付けを行っています。残り 1 筆については相続人が畑として自ら耕作していくことを確認しているため、適格者としての要件を満たしていると考えられます。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご意見やご質問等ございますか。

特にないようですので、議案第 6 号を原案どおり承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり) 承認をいたします。(全会一致で承認)

(6) 議案第 7 号 生産緑地買取申出適格従事者証明願

会長 議案第 7 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 生産緑地買取申出適格従事者証明願については、5 件ございました。

羽津地区 8 番は、申請人が病気のため農作業ができなくなったとのことで、医師の診断書が添付されています。

羽津地区 9 番は、申請人の母親が病気のため農作業ができなくなったとのことで、医師の診断書が添付されています。残りの生産緑地については、申請人の夫が耕作をされているとのことです。

八郷地区 7 番は、申請者本人が病気のために耕作不可能になったということで医師の診断書が添付されています。

楠地区 5 番は、申請人が病気のため農作業ができなくなったと
のことで、医師の診断書が添付されています。残りの生産緑地は 2
筆あります。今後は 2 筆のうち 1 筆（畑）は申請人の妻が耕作し、
1 筆（水田）は 2 頁の農地法第 3 条の規定による許可申請の楠地区
3 番で説明したとおり耕作者と貸借権を設定します。

楠地区 6 番は、申請人が病気のため農作業ができなくなったと
のことで、医師の診断書が添付されています。残りの生産緑地は 2
筆あり、耕作者と貸借権の設定がされています。

以上のとおり、生産緑地買取申出適格従事者証明願 5 件につ
きまして、現地調査、農家台帳の確認及び都市計画課での面談によ
って、証明を要する者が病気になる前には農作業に従事していたこ
とを確認しています。説明は以上です。

会長 事務局より説明がありました。内容について何かご意見やご
質問等ございますか。

特にないようですので、議案第 7 号を原案どおり承認したいと
思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）承認をいたします。（全会一致で承認）

(7) 議案第 8 号 農業委員辞任の同意について

会長 議案第 8 号を上程しますので、事務局より説明してください。

局次長 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき、令和 5 年 7
月 20 日付けで選任された〇〇農業委員から辞任願が提出されまし
たので、同法第 13 条第 1 項に基づき、同委員が辞任することにつ
いて同意を求めるものです。辞任理由は健康上の理由です。

会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

稲垣委 別の委員が選任されることになるのですか。

局次長 この議案に対する農業委員会の同意と、市長の同意によって正
式に辞任が認められると定数 19 名のうち 1 名が欠員になります。
任期が始まって間もなくの欠員になりますので、市と農業委員会
事務局としましては速やかに欠員補充を行っていきたくと考えて
います。参考ではありますが、補充委員の選考までのスケジュール
としては、8 月下旬に各地区農業推進協議会に農業委員 1 名補充の
推薦依頼を行い、9 月上旬から月末頃までを募集期間とさせていた
だきます。10 月中旬には選考委員会を開催し、農業委員の候補者

を決定し、11月の終わりに開会される市議会に人事案件として議案を提出させていただきたいと考えています。

五十嵐委員 残りの期間を欠員の状態でおいておくことはできないのですか。

局次長 直ちに欠員補充しなければならないという法律の規定はありません。今後補充される委員がどの地区から選任されるかわかりませんが、農業委員会で法令審査を行っていく中で地域や農業者の意見を出し合って議論していくうえでは定数の委員を確保すべきだろうと考えておりますので、速やかに委員の補充を行っていきたいと思っています。

野呂委員 地区に農業委員が不在の場合は、他地区の委員が掛け持ちをすることになりますが、できる限り早期に補充の委員を決めていただくようお願いします。

会長 特にご意見がございませんか。

他にご意見もないように思います。委員の辞任について同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり) 同意をいたします。(全会一致で同意)

6 会長、議案の終結を宣言

7 15時55分、会長、閉会を宣言

8 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和5年 9月15日

委員

委員